

世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則（平成30年3月世田谷区規則第63号）

の一部を次のように改正する。

第7号様式中 「番 号  
年 月 日」 を「年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。